



シェア
No.1

ヤマトプロテックの蓄圧式消火器とは？

蓄圧式消火器の特長

安全性

常に圧力がかかっているため、容器が劣化している場合も破裂リスクが少なく安全。

確実性

指示圧力計（ゲージ）の針が規定部分にあれば確実に消火能力を発揮。

環境配慮

圧力源にCO₂ではなく、環境に負荷のかからない窒素ガスを使用。

放射性

レバーを握ると同時に消火薬剤を放射。均一な圧力で安定した放射が可能。

操作性

弱い力でもレバー操作ができ、放射・ストップが自由自在。

耐候性

容器内の圧力が温度変化に影響されないため、寒冷地でも正常に使用可能。

全粉末(ABC)消火器にエコマーク付き

どの粉末(ABC)消火器を選んでもエコマーク付きです。



再生消火薬剤を60%以上使用
回収およびリサイクルシステムを持つ

環境により良い商品として
官庁が定めたグリーン
購入法に適合しています。

厳しい自社基準をクリアした高品質なヤマトプロテックの蓄圧式消火器

当社では、行政基準（※消火器の技術上の規格を定める省令）の目視による水没試験は最低限の基準と考え、厳しい自社基準を設定。2011年製の蓄圧式消火器は、長期圧力保持性能を求めるユーザーニーズにお応えするため設計標準使用期間を従来の8年から10年に変更し、10年間以上、工場出荷時の適正圧力を保持できる基準で製造。完成した蓄圧式消火器はすべて、1本ずつ圧漏れ確認（リークテスト）を行い、試験に合格した消火器のみを出荷します。そのため、量産に備えて最新鋭の試験装置を追加導入しました。

■ヘリウムリークテスター＜圧漏れ試験装置＞



循環型社会に貢献するために・・・ 廃消火器リサイクルシステム

2010年1月1日より「消火器リサイクルシール」の貼付と消火器回収の新システム運用がスタートしていますが、そのため消火器販売価格にリサイクルシステム運用価格のご負担をお願いしています。これは、使用期限をむかえた消火器を安全に回収して部品等をリサイクルするための取り組みです。消火器を適正に回収・リサイクルし、循環型社会に貢献するためにご協力をお願いいたします。新リサイクルシステム対象商品は、右記のA・C・D区分に従って分類され、2011年1月受検品より運用を開始しております。



※リサイクル費用について
リサイクル費用とは、消火器の解体・選別・リサイクルの費用（二次物流を含む）です。回収のための収集運搬・保管費用は含まれておりません。日本消火器工業会、消火器リサイクル推進センターからもお知らせが出ております。

新製品用 Aグループ（有効期限12年間）

- ・粉末(ABC)消火器 20型以下
- ・住宅用消火器
- ・強化液・機械泡消火器 8L以下
- ・二酸化炭素消火器 15型以下
- ・ダクト消火装置用本体容器
- ・BC粉末消火器20型以下（特殊火災用放射器含む）

新製品用 Cグループ（有効期限20年間）

- ・粉末(ABC)消火器 50型
- ・粉末(ABC)消火器 100型
- ・移動式粉末消火設備 33kg

新製品用 Dグループ（有効期限20年間）

- ・粉末(ABC)消火器 50型
- ・粉末(ABC)消火器 100型
- ・移動式粉末消火設備 33kg

※Bグループは、2014年6月の改訂でAグループに組み込まれました。

▶消火器は目立つところに設置してください。

■消防法第17条の3に基づき6カ月に1回以上の点検を、消防設備士等の資格を有する人に依頼して行うようにしてください。
※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

※このカタログは、再生紙を使用しています。

●あらゆる防災設備・機器のご用命は下記へ……………

ヤマトプロテック株式会社

本社 東京都港区白金台5-17-2 ホームページ <http://www.yamatoprotec.co.jp/>

大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・横浜・静岡・広島・尾道・四国・福岡・鹿児島／大阪工場・東京工場・中央研究所

03-601-1506.DAI



守りたい 守れる力
Wishing for Your Safety

消火器省令改正

消火器に関する法令改正のお知らせ 蓄圧式消火器のおすすめ



1 省令改正による
型式失効※により
旧型式の消火器は、
2021年12月31日までに
全て新規格の消火器
に交換が必要です。



2 点検基準
改正により
製造年から10年を
経過した消火器は、
耐压性能点検(水圧試験)
または、交換が
必要です。



2つの
改正
ポイント



近年発生している老朽化消火器の破裂事故を踏まえ、消防庁では消火器の安全対策について検討。破裂事故防止のために、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等を2010年12月22日に公布しました。(2011年1月1日施行)
その改正内容のポイントをご紹介します。

※型式失効とは・・・

現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

ヤマトプロテック株式会社



1 消火器の規格改正 [2011年1月1日施行]

消火器の安全上の注意事項等についての表示が義務付けられ、2011年1月1日から消火器の規格が変更になりました。これにより2012年1月1日から旧型式の消火器は型式失効となり、

2021年12月31日までに新規格の消火器へと交換が必要です。また2011年1月1日以降に工事を開始した防火対象物件においては、2011年12月31日までは旧型式の消火器の設置が可能です。

POINT 1 旧型式の消火器は、2012年1月1日より型式失効となりますので、猶予期間である2021年12月31日までに全交換が必要です。

●新銘板に表示が義務付けられた事項 (住宅用以外の消火器について)

◎蓄圧式、加圧式の区別

蓄圧式 加圧式

POINT 2 消火器交換の目安の表示が義務付け

◎標準的使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定される標準的な期間または期限

設計標準使用期限
2024 年まで
設計上の標準使用期限を超えて使用すると経年劣化による事故に繋がります。

POINT 3 順次、この表示のある消火器に交換しなければならない。

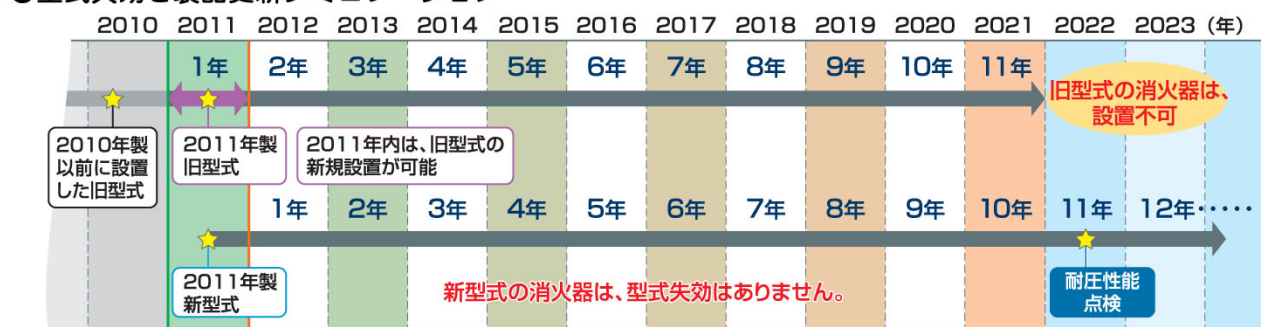
◎消火器が適応する火災の絵表示 (国際規格に準じたもの) 等を図示



※型式失効とは・・・

現在の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

●型式失効と製品更新シミュレーション



規格省令改正

型式失効

※任意設置の消火器の取扱い
消火器の設置義務がない一般家庭等に任意に設置している消火器に関しては、型式失効の消火器を新規格の消火器と取り替える等の法令の適用義務はありません。ただし、販売業者等が型式失効の消火器を一般家庭等に販売することはできませんので、ご注意ください。

蓄圧式消火器へ切替えの流れ

■老朽化消火器による事故が多発!

2009年9月、大阪市で老朽化消火器による破裂事故が発生。その後も同様の破裂事故が続発したことから、消防庁に「予防行政のあり方に関する検討会」が設置され、2010年7月には「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」の取りまとめが発表されました。

■「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」における対応の考え方 (一部を抜粋)

- メーカー全体の取組みとして、より危害を生じにくい構造等の消火器 (「蓄圧式」への切り替え等) を普及。
- メーカー・販売事業者において、「蓄圧式」等の円滑な普及を促進。
- (一社)日本消火器工業会を中心として、老朽化消火器の回収受け皿を十分確保するとともに、住宅や事業所への定着を推進 (廃消火器リサイクルシステムの各地域での体制確保、ごみカレンダーへの掲載等)。



2 消火器の点検基準改正 [2011年4月1日施行]

蓄圧式消火器の内部点検開始時期を「製造後3年を経過したもの」から「5年経過」に改め、

製造年から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検 (水圧試験) が義務付けられます。

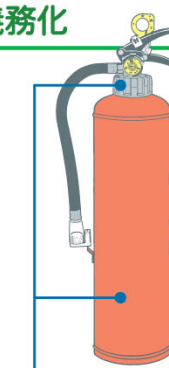
POINT 1 製造年から10年を経過した消火器に対する「耐圧性能点検 (水圧試験)」の義務化

ただし、製造後10年を経過し、外形点検において腐食等がなかった消火器については、施行後3年間は抜き取り方式による実施が可能。

※小型・大型消火器が対象です。
二酸化炭素消火器およびハロゲン化物消火器を除きます。

◎「消火器の耐圧性能」の項目が追加になります。

項目	点検基準
耐圧性能	製造後10年経過したものは、水圧試験を実施する。



キャップ・本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形・損傷または漏水等がないこと。

POINT 2 消火器の内部および「機能点検」の開始時期の改正

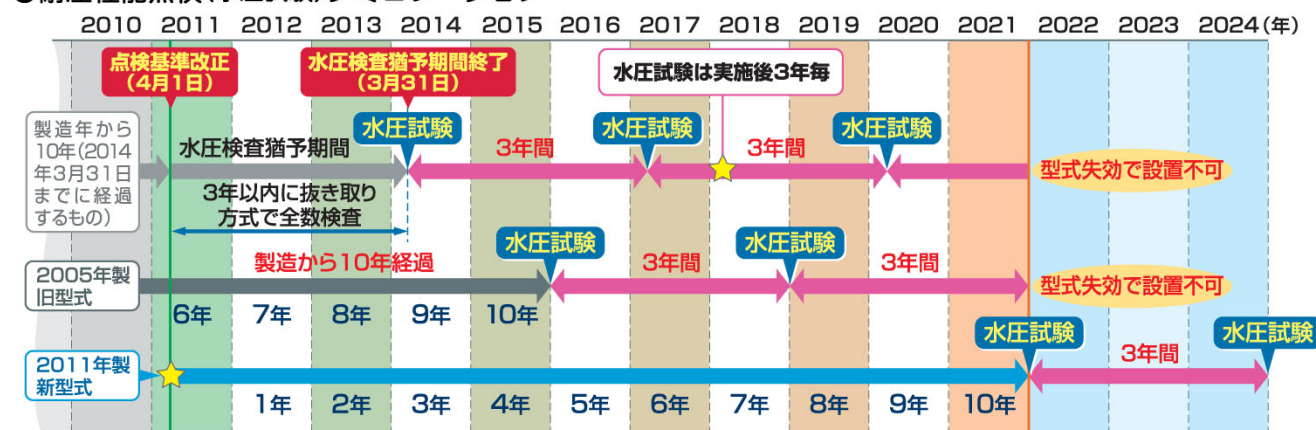
外形の点検において安全栓の封または緊結部等に異常が認められなかったもの。

現行	改正後
蓄圧式 製造後4年目から 加圧式 製造後4年目から	蓄圧式 製造後6年目から 加圧式 製造後4年目から (変更なし)

※「製造年から3年経過」とは、平成23年製造の消火器の場合は平成24年を1年目として26年が3年目となり、平成27年が内部点検をする年になります。

蓄圧式消火器	製造年	5年経過	点検実施年
	平成23年	24年 25年 26年 27年 28年	平成29年
加圧式消火器	製造年	3年経過	点検実施年
	平成23年	24年 25年 26年	平成27年

●耐圧性能点検 (水圧試験) シミュレーション



●点検サイクルシミュレーション

蓄圧式	経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
外観点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数
内部点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数
水圧点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数

加圧式	経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
外観点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数
内部点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数
水圧点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数

※1: 外観点検で安全栓、安全栓の封または緊結部等に異常が認められたものは必要です。

※2: 外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは必要です。

※3: 水圧点検にあっては、施行後3年間は、製造年から10年を経過したもの (外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。) にあっては、抜き取り方式により実施ができる。